

保存版

インフルエンザの登校許可報告書について

インフルエンザは、学校保健安全法によって「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで」登校しないよう定められています。

この場合、休んだ期間は、出席停止扱いになります。

お子さんがインフルエンザと診断された時は、下の「登校許可報告書」を回復後の登校時に必ず御提出ください。

キリトリセン

令和 年 月 日

登 校 許 可 報 告 書

宮城県宮城第一高等学校長 殿

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

インフルエンザ _____ 型 のため _____ 年 _____ 月 _____ 日 から

_____ 月 _____ 日まで欠席していましたが、医師の登校許可がありましたので、

本日から登校させます。

受診した病院名 : _____

病院の電話番号 : _____